

総理指示

- 1 落下したと推測される海域を航行中の船舶に警戒を呼びかけること
- 2 飛翔体が通過したと判断される地域に重点をおいて落下物等による被害がないか、なお一層の安全確認を行うこと
- 3 米国、韓国をはじめとする関係諸国と連携しつつ対処すること